



Kumamoto City

News Release

令和元年（2019年）6月7日

資源物等の持ち去り対策の強化について

熊本市では条例に基づき、ごみステーションからの資源物等を持ち去る行為を禁止しています。これまでも、市政だよりやホームページによる周知啓発や職員による巡回指導を行い資源物の持ち去り行為撲滅に努めていますが、選別後のごみの不法投棄、行為を注意した市民への暴言・恫喝によるトラブルの発生、交通法規を無視した危険な運転を行うなどの悪質な者もあり、依然として持ち去り行為が横行している状況です。

このような現状を踏まえ、資源物の持ち去り行為撲滅に向けて、

- 1 持ち去り行為者への対策
- 2 持ち去り物を売却できない環境づくり
- 3 持ち去りにくい環境づくり

の3つの取組をパッケージ化することにより相乗効果を高めるとともに、これらの取組を確実なものとするために、悪質な持ち去り行為等の規制を強化する条例改正の検討を行ってまいります。

主な取組事項

1 持ち去り行為者への対策について【直接指導の強化】

職員4名車両2台体制による早朝パトロールに加え、5月から警備会社による巡視パトロールを開始しました。これは、最大12名車両6台体制で資源物等の持ち去り行為者に対する監視を行い、悪質な持ち去り行為者への指導を強化するものです。

2 持ち去り物を売却できない環境づくりについて【買取業者との連携】

「持ち去り物買取拒否宣言店」制度を実施します。

この制度は、本市の資源物持ち去り対策に賛同いただいた買取業者全36社から持ち去り物は買い取らないことを宣言した「持ち去り物買取拒否宣言書」を提出していただき、本市から提供した「持ち去り物 買取拒否宣言店の証（別添、参照）」の看板を事業所の店頭などに掲示を行うものです。

この制度については、県内や政令市においては例が無く、本市が初めての取組になり、買取業者も資源物の持ち去り行為に対して厳正な姿勢で臨むことを周知し、持ち去り行為者が売却できない環境づくりを強化します。

3 持ち去りにくい環境づくりについて【周知啓発の拡充】

日本語と外国語（英語、中国語）表記を加えた「持ち去り禁止意思表示テープ」を自治会やマンション管理組合などの希望者にモニター使用していただき、持ち去り行為の抑止に努めます。

4 持ち去り行為の状況等

早朝パトロールによる持ち去り行為の確認状況等

項目 \ 年度	H26年度 (2015年度)	H27年度 (2016年度)	H28年度 (2017年度)	H29年度 (2018年度)	H30年度 (2019年度)
ごみステーションにて持ち去り行為を確認した者	732件	776件	813件	978件	951件
うち口頭注意をした者	720件	691件	711件	860件	872件
うち警告書を交付した者	7件	12件	13件	5件	3件
うち禁止命令書を交付した者	5件	1件	1件	6件	2件

持ち去り行為の情報提供

電話等による情報提供数	323件	215件	133件	155件	323件
-------------	------	------	------	------	------

【連絡先】

ごみ減量推進課
096-328-2365
課長：千原 直樹
担当：松村 智博

(別添)

「買取拒否宣言店の証」の看板



「買取拒否宣言店の証」の看板掲示の状況

